

認定センターが実施する契約審査の手数料について（補足説明）

令和 7 年 11 月 21 日

NITE 認定センター（IAJapan）

1. はじめに

NITE が定める審査手数料について、様々なお問い合わせをいただいているところがございます。そのため、「認定業務に係る手数料規程」（以下「手数料規程」という。）について、補足説明をいたします。なお、JCSSL・JNLA 登録業務のうち国際相互承認取決に対応する認定及び ASNITE 認定のために設定している手数料が対象であり、計量法及び産業標準化法で定める法定手数料は除きます。

2. 手数料規程の見直しのタイミング

NITE は、毎年秋頃に過去の実績に基づいて手数料規程を見直し、翌年 4 月 1 日から新料金を適用しています。

申請時期による適用する手数料規程については、以下の通りです。

現行手数料規程適用：令和 8 年 3 月 31 日までに受理した申請※

※ 令和 8 年 3 月 31 日 17 時までに NITE に到達した不備のない申請に限る。

新手数料規程適用：令和 8 年 4 月 1 日以降に受理した申請

なお、見直し後の手数料規程は、NITE 認定センターの Web サイトで公表しています。

3. 手数料規程の手数料の計算方法

手数料規程で定める手数料は、審査に係る直接的な経費として「基本料」、「審査員人件費相当額」、「審査旅費等相当額」の 3 つを「直接費」として計上しています。また、これらの直接費以外に、認定機関として運営していくための諸経費として「間接費」を一定割合加算しています。

なお、手数料は、認定サービスの受益者である全事業者の皆様に平均的にご負担いただくように設定しております。

各経費の基本的な考え方は、以下のとおりです。

現地審査手数料算定式、遠隔審査手数料算定式

令和 6 年度の手数料規程の見直しにおいて、審査の実態により即すように現地審査と遠隔審査でそれぞれ手数料算定式を設けました。

なお、遠隔審査の適用については、事業者の状況等を勘案し NITE 認定センターが判断

し、ご連絡いたします。遠隔審査に係る適用方針については、認定プログラム毎に web サイトで公開する「認定スキーム文書（UIF03）」の「9. 審査技法」をご参照ください。

基本料

以下の **審査員人件費相当額** と **審査旅費等相当額** を除く、認定審査に直接的に関係する費用（各種事務手続きに係る費用、委員会開催費用、など）を計上した費用です。

なお、審査に要する期間は案件毎に大きく異なるため、標準的な審査に要する費用を採用しています。

審査員人件費相当額

書類審査、現地審査、遠隔審査に係る費用で、人件費単価に審査チームに編成された審査員の人数と審査日数を乗じて算出します。

なお、人件費単価は、平均的な審査員に適用される単価を採用しています。

審査旅費等相当額

現地審査に係る費用で、基本となる単価に審査チームに編成された審査員の人数を乗じて算出しています。

基本となる単価は、過去の現地審査の審査実績を基に、審査員 1 名あたりに要した審査旅費等相当額の過去 2 年分の平均単価を採用しています。なお、令和 5 年度までの手数料規定の見直しにおいては過去 4 年分の審査実績により算出をしてきたところですが、令和 6 年度の見直しにおいては令和 4 年度に利用開始したシステムから積算に用いるデータを抽出したため、過去 2 年分としております。令和 7 年度は過去 3 年分、以降は認定周期の 4 年に合わせて過去 4 年分の平均単価を用いる予定です。

間接費

上記の審査に係る直接費に対して、一定割合で発生する一般管理費などの費用になります（直接費の 15 % に設定）。

以上、審査の手数料についての補足説明でした。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。